

雲南市行財政改革審議会（令和５年度 第２回）会議録要旨

開催日時 令和６年３月１１日（月） ９：３０～１１：４０

開催場所 下熊谷交流センター 研修室

会議の出席者

(1) 委員（１１名）

関耕平委員長、菅原純子副委員長、遠藤勇二委員、岸本寛子委員、小林和彦委員、杉原律雄委員、妹尾芳行委員、野々村一巳委員、松林重雄委員、源之美委員、マラー詩乃委員

（欠席者）有田昭一郎委員、片石喜己委員、渡辺重光委員

(2) 事務局（３名）

西村総務部長、奥井行財政改革推進室長、江角ＧＬ

議題

(1) 公の施設にかかる使用料の改定について

○第１回 行財政改革審議会会議録（要旨）【資料№１】【追加資料】

- ・令和２月１日開催の第１回審議会の会議録（要旨）について説明。追加資料をもとに質疑内容に対する補足説明を行った。

○主な意見等

- ・交流センターとか、全額減免、半額減免、全額負担の方もあがるが、大体どれが多いとか傾向は、あるのか。（施設によって状況はそれぞれ異なるが、例えば下熊谷交流センターなど規模が大きなところでは、地域外の利用も多く、地域内利用の半額減免や全額負担も多いと思われる。三刀屋や加茂なども同様。その他、小規模なところでは地元地域自主組織の利用が多く全額減免の割合が多い状況。）
- ・上限加算額の設定について、市としては温浴施設、宿泊施設、観光施設、文化施設、ホール施設を考えているようだが、広げていく考えは。（まずは、指定管理者の意向や理解が得られそうな施設から導入を検討し、状況を見る必要があると考えている。）
- ・使用料の減免について、スポーツ少年団・ＰＴＡは全額免除との説明であるが、いままで半額払っていたような気がする。指定管理者によって取り扱いが異なっているというようなことは無いのか。（基本的には「雲南市公の施設利用に係る使用料減免規則」によって扱いは統一されている。スポーツ少年団とＰＴＡは通常使用する施設を全額免除の取り扱いとし、それ以外の施設を使用する場合は、原則半額免除の取り扱いとしている。）
- ・上記の質問に対して、私はスポーツ少年団に関わっているので、通常利用する施設については全額免除、その他の施設を使用するときは半額免除というルールは確かに、所管の教育委員会から文書化されて示されており承知している。ただし、施設指定管理者の職員もかわることがあり、（改めての）周知等は大事ではないかと思う。
（市の方でも確認をさせていただいて、皆さんに同じ情報が伝わるように努めていく。）
- ・営利目的での駐車場の利用について、地域の活性化に向け営利とはいえ活用を求めるニーズが

あり、民間事業者も地域への貢献をこれまで果たしてきている。できるだけ早期にルール化を検討していただきたい。地域自主組織が使用するため使えない場合があるのは承知しているが、空きがある場合、全面ではなくて一部とかでも。また、こうしたことについて、地域自主組織での取り扱いや判断に、かなり温度差を感じている。

(駐車場だけの使用については想定していないところ。中(貸室)も同時に使用いただけると理解が得やすい。どうしたあり方が良いのかは、今後検討していく。)

- ・市の方で、営利目的について基準があるのか。県施設では物販があるか無いかで判断されている例がある。(雲南市では、物販や入場料等を徴収する場合は「営利目的」としています。詳しくは、追加資料のNo.15に記載のとおりです。)

- ・例えば、交流センターだと地域自主組織が、営利・非営利を判断することになるのか。

(基本的には地域自主組織が申請内容に基づき決定するが、必要に応じて市に相談し決定することが多い。)

- ・使用料の見直し全般について、減免の取り扱いも含めて示せるものは事前に示していかないと混乱や不満やらが発生することが懸念される。(今回の使用料の見直しや上限加算額の導入について議会の決定を受けたのち、減免の取り扱いなどについても合わせて広く周知したいと考えております。)

- ・貸館利用について、NPO法人の営利・非営利は収益を構成員に配分するのか、しないのかが分かれ目になると思うのだけれども、こうした団体が物販を行った場合、先ほどの基準とどのように整理したら良いものなのか。

- ・いわゆる原価で販売するような頒布や収益を構成員に配分せずに活動費に充てるところもあり一概に販売だけで判断できない例もある。

(おそらく、こういった活動をされているのか、聴きながら判断していると思われるが、確認をさせていただきたい。基本的には減免・免除も申請主義に基づいて申請書をもとに判断し、市の後援・共催というものも見させていただいて決定しているところ。)

- ・いろいろなものの値段が上がっていることから価格転嫁していくことは適正な運営という面で必要と考える。一方で上限加算額については、中山間地域で地元利用も多く経費の上昇分のほかに土日料金等を取ることは二重で負担を求めることにならないのか。導入している例があれば教えていただきたい。(上限加算額の目的については、利用者ニーズに対して、サービスの付加を行うことで利用や収益の向上を目指すことや、オンシーズンとオフシーズンにおいて利用者数の動向を見ながら使用料を決定し、経営の安定を目指すものです。温浴施設や宿泊施設等の候補施設全てに導入を予定しているものではなく、今後、指定管理者の意向も十分伺いながら検討を行うものです。導入事例としましては松江市や出雲市等で制度を設けていると把握しております。人口減少や少子高齢化が進む中で、市内だけでの利用で運営していくことは難しく外からの利用者呼び込んだり、サービス向上によるリピーターを求めることも必要で、上限加算額の導入を求める指定管理者の声もあるところです。)

- ・利用者側の負担が上昇分以上に増えることが課題と考える。行楽シーズンとかで、経費が増えるということであればやむを得ないが、そこは見極めが必要と考える。(指定管理者の意見もあって上限加算額を導入するということであるが、地元利用者もたくさんありますし、導入設計についてもどこまで上げるのかという指定管理者の判断もある。各シーズンにおける価格のバランスもあり、地元利用者の負担についての懸念については、指定管理者にも伝えていきたい。)

- ・全国的に宿泊料金が上がり、土曜日料金などは倍になっている。現状はそれが当たり前となっており、あっても良いのかなと思う。従業員が簡単に増やせなければ、応援でカバーしなければならないといったこともある。ぜひ方向性をしっかり出していかないといけない。(土日だけ、価格だけ高くなるということでは理解が得られないですが、各施設でしっかりご検討いただいて、又お伝えしたいと思います。)
- ・先ほどの意見に関連して、行政の物事の決定に時間が掛かりすぎる。サービス業としての経営の継続というものに対して小回りの利く判断ができるような仕組みが必要だと思う。
- ・(上限加算額の導入を検討するうえで) 地域密着型であるということは重要な論点と考える。指定管理者が経営も含めて判断していくということであるが、公的な施設であるという点もあり地域密着型のリーズナブルな利用という位置づけが必要と思われる。例えば、地元か地元でないかで、オンシーズンの料金設定を地元であれば通常料金にするというようなことは市としてあり得る選択肢なのか。(ほかの事例も調べる中で、地域内と地域外で価格差を設けている事例はあまりないのが実態ですが、重要な視点ですので、そうしたことができるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。)
- ・確かに10年ぐらい前には、地域内と地域外で価格差を設けている自治体があったが最近はあまりないのかもしれない。後は、検証も必要。1年ぐらいたって、指定管理者が決めるにしても市も一緒になって検証するところが大切だと感じた。
- ・私として、先ほどの議論を受けて現時点盛り込む必要がある点としては、統一的な運用の徹底。今回の使用料の改定を待たずに早めにという意見もあったが、特に減免に対する統一的な適用について指定管理者に徹底いただくことを、事務局でこの点を(答申案に)盛り込んでいただきたい。
- ・使用料の改定について、適切な制度の徹底のところとやはり情報公開について皆さんが話されていたと思う。住民が使いやすい情報の公開を今後検討して欲しいと感じた。
- ・分かり易い広報については、本日の資料にも具体的な記載がされているが、さらに記述を深めて答申書に盛り込む必要がある。
- ・利用料の改定によって、次年度(令和6年度)の経費上昇分を利用料収入の方で補填するという考えなのか、市の財政負担は変わらないのか又は減るのか、また使用料の見直しによって市の財政負担と市民負担の両方バランスについてわかるような説明が必要と考える。
(経費上昇分については、使用料と指定管理料両方が現状の料金あるいは指定管理料をベースとして、上昇分をそれぞれ上乘せし、全体分を補完するものです。)
- ・事実確認ですが、現時点では国のコロナ交付金等によって、一応はカバーされているという認識で良いのか。また、適用時期について、再来年度(令和7年度)から使用料の見直しということであれば、その1年間について収入が入らない分、指定管理料のカバーが必要と考えるが、そのところ市の考え、見通しは。(現状の電気、LPガス、燃料等の高騰分については、国のコロナ交付金を使って、補助金という形で指定管理者への財政支援を行っています。また、新年度の令和6年度分については、指定管理料の見直し(上乘せ)を行って上昇分相当額を市が財政負担するよう3月議会に予算案を上程しています。)
- ・使用料のない1年間については、市の方で指定管理料がカバーされるということは、理解した。
- ・2つ目の諮問項目(上限加算額の導入)について、先ほどまでの議論では地元利用に対する配慮

という視点が必要だということについては、異論がないと思われる。柔軟な利用料設定をするなかでの地元利用をどのような位置づけで対応するのか。また、導入後の検証が必要ということもあった。

- ・柔軟な利用料設定において、指定管理者が市に制度導入の了承を得ればあとは指定管理者の判断で上限加算額の範囲内において自由に利用料金の設定ができるのか。その説明をお願いする。（利用料金そのものを自由に設定できるものではなく、あらかじめ協議を頂き、料金そのものについて市の承認が必要と考えています。）
- ・指定管理者の収支について、大きな利益が出た場合は、指定管理料の返還を求められると聞いた。年間を通してギリギリになっている指定管理であると思うが、現実そうしたことがあるのか。（雲南市では、利用料金制を採用しており、精算制はとっていないので利益が出たとしても返還を求めることはない。ただし、翌年度以降の施設維持管理費に充当する指定管理料が適切であるかどうかは毎年の決算状況で確認を行っており、場合によっては見直しを図ることがあります。また、指定管理業務とは別に市の了承を得たうえで自主事業を行うことによって収入を得ていただくことも可能です。）
- ・指定管理者の職員は年度末になるとお金がないといって元気がないようにみている。現実、多少でも残していくような努力もしていただき、市も（一定の留保を）認めることが必要であると考え。料金設定の改定についてはそうした部分にも影響してくるので、双方の話し合いは必勝と考える。（端的に、市が指定管理料の精算を行っていないことは、改めてお伝えします。）
- ・それでは、地元利用とその検証について盛り込んでいただくことで次回以降、議論を行っていくこととする。
- ・木次町内プールについては、加茂B&G海洋センターにバスで行けば、なくても良いのではないかという議論もあるのだけれど、学校のプールではなくあくまで市民プールである。雲南市では学校プールと学校プールでないものが混在している状況。木次町内プールは学校としても使用しており、学校プールから外さない限り、無くすことは難しいと考える。
- ・雲南市の公共施設のホームページは、出雲市などと比べて非常に分かりにくいし、（欲しい情報が）探しにくい。出雲市では、ホームページの管理を外部NPOで一括行っており、管理施設が一覧化されている。雲南市では、指定管理者が個別にHPを持っていて、既に古くなってしまっているものも少なくない。市と指定管理者でこうした課題についても共有していただきたい。
- ・利用促進の広報のやり方について、行政と指定管理者の役割分担が発揮できていないというところ。諮問書の1番の論点のところで、答申に盛り込む必要があるので検討していただければと考える。

○今後の協議

- ・本日までの委員の皆さんのご意見を踏まえ、事務局において答申案に向けた整理を行い、4月12日(金)の審議会において、議論を深め、今回の答申書のまとめを行う。

以上